

		I 令和5年度就学援助制度の実施について																																			
		1. 就学援助制度の周知方法																																			
都道府県	市町村名	(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるものに○)											(2) (1)の○の内容	(3) 就学援助(要保護・標準保護)の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(4) (3)の○の内容・補足事項	(5) 就学援助(要保護・標準保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)					(6) (5)の○の内容	(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまるもの全てに○)						(8) (7)の○の内容					
		ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学援助制度の周知方法を自治体のホームページに掲載	エ. 就学援助制度の周知方法を自治体の広報誌に掲載	オ. 就学援助制度の周知方法を自治体のホームページに掲載	カ. 入学説明会で就学援助制度の周知方法を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の周知方法を配布	ク. 毎年委員や生徒が在籍する世帯へ案内を配布	ケ. 民生委員や児童相談所から案内を配布	コ. その他	ア. 申請期間の申請を受け付け		イ. 随時申請を受け付けており、年度当初から随時受け付けている	ウ. 随時申請を受け付けており、随時申請を受け付けている	エ. 各学期で申請を受け付けており、随時申請を受け付けている	オ. その他	ア. 申請希望者が学校に提出		イ. 申請希望者が教育委員会に提出	ウ. 申請希望者が学校に提出	エ. 申請希望者が学校に提出	オ. 申請希望者が学校に提出	カ. 申請希望者が学校に提出		キ. その他	ア. 目録やイラストや平易な文面での使用	イ. 漢字やカタカナを多用しない	ウ. 援助対象となる年間の所得の目安等を記載	エ. 各年度の援助額や年間の申請書の記載	オ. 外国語の申請書の作成		カ. その他				
43	43	38	22	15	15	16	24	36	2	5	11	12	0	2	39	0	2	2	18	7	19	0	0	0	3	3	17	0	28	29	2	6	6				
兵庫県	神戸市	○			○		○	○				○	保護者との連絡ツール「すくーる」で案内を発信		○					○								○		○	○						
兵庫県	姫路市	○	○		○		○	○							○					○								○		○							
兵庫県	尼崎市	○			○	○	○	○							○					○								○									
兵庫県	明石市	○	○				○	○							○						○							○		○							
兵庫県	西宮市	○	○	○	○		○	○							○					○								○	○								
兵庫県	洲本市	○						○							○					○												○	各学校家庭訪問時にヒアリングの上制度を案内				
兵庫県	芦屋市	○	○		○		○	○							○					○							○		○								
兵庫県	伊丹市	○	○		○	○	○	○							○					○							○		○								
兵庫県	相生市	○			○	○					○	自治体の広報紙に就学支援制度パンフレットを折り込み、全世帯へ制度を周知している。			○					○										○							
兵庫県	豊岡市	○	○	○	○	○									○					○								○	○								
兵庫県	加古川市	○	○	○				○							○						○						○					○	市内の小・中学校に通う児童生徒に、学校を通じて配布しているチラシを色紙に印刷することで、保護者の目につきやすくしている。				
兵庫県	赤穂市				○			○							○						○						○		○								
兵庫県	西脇市	○	○				○	○							○						○							○									
兵庫県	宝塚市	○		○	○	○	○	○							○						○							○	○			○	市が管理している学校給費の滞納整理で、臨戸訪問をした際に、就学援助の制度の説明を行っている。				
兵庫県	三木市	○	○					○							○						○						○		○								
兵庫県	高砂市	○	○					○							○						○							○	○								
兵庫県	川西市	○	○	○			○	○			○	市立の小学校及び中学校以外の学校に就学している児童生徒については、教育委員会より該当する世帯へ案内を送付している。市立学校に通う保護者には、「ミマモルメ」のサービスで就学援助の案内を配信（市HPのURLや申請フォームのURLを送付）			○						○						○			○							
兵庫県	小野市	○	○	○			○	○							○						○																
兵庫県	三田市	○		○	○		○	○							○						○						○		○								





















